

令和6年3月1日より

戸籍証明書等の広域交付が始まります！

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行され、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍・除籍全部事項証明書（謄本）を請求できるようになります。

どこでも 本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

まとめて 取りたい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。また一部事項証明書、個人事項証明書（戸籍抄本）は請求できません。

※戸籍の附票、戸籍諸証明（身分証明書、独身証明書等）は広域交付の対象外です。従前どおり本籍地のある市区町村へ請求してください。

1. 広域交付で戸籍証明書等を請求できる方

本人

本人の配偶者

本人の父母、祖父母など
(直系尊属)本人の子、孫など
(直系卑属)

※上記の者が載っていない戸籍（父母の戸籍から除籍した兄弟姉妹、甥、姪、配偶者の父母の戸籍等）は請求することができません。

※死亡した夫または妻の戸籍を配偶者が請求する場合、婚姻前の戸籍は広域交付を利用できません。

2. 手数料

本籍地で取得する際の手数料と同額です。

証明書等	手数料
戸籍証明書（戸籍謄本）	450円
除籍証明書（除籍謄本、改製原戸籍謄本）	750円



3. ご利用にあたっての注意事項

- ▶ 戸籍証明書等を請求できる方が市区町村の窓口にお越しになり、請求する必要があります。
- ▶ 代理人や郵送での請求はできません。
- ▶ 郵便局での広域交付は利用できません。
- ▶ 窓口にお越しになった方の本人確認のため、顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）の提示が必要です。

※本人確認を厳格に行うため、健康保険証、年金手帳などの複数提示での受付はできません。



戸籍届出時における 戸籍証明書等の添付負担の軽減

本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができます。戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要となります。

(例) 婚姻届、離婚届、転籍届、分籍届、入籍届 など

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課（電話：08514 - 6 - 0103）

津波注意報等が発表された際の 緊急放送について

西ノ島町に津波注意報、警報等が発表された場合、深夜早朝を問わず、防災無線が自動起動し、合成音声による緊急放送を行います。

次のような放送が流れたら、放送の指示に従い、落ち着いて行動して下さい。

放送の種類

種類	予想される高さ	放送内容
津波注意報	0.2 m ~ 1 m	チャイム ~ 「津波注意報が発表されました 海岸付近の方は注意してください」(3回繰り返す)
津波警報	1 m ~ 3 m	サイレン5秒 ~ 休止6秒 ~ サイレン5秒 「津波警報が発表されました 海岸付近の方は高台に避難してください」(3回繰り返す)
大津波警報	3 m ~ 5 m	サイレン3秒 ~ 休止2秒 ~ サイレン3秒 ~ 休止2秒 ~ サイレン3秒 「大津波警報 大津波警報 ただちに高台に避難してください」 (3回繰り返す)
	5 m ~ 10 m	
	10 m ~	サイレン3秒 ~ 休止2秒 ~ サイレン3秒 ~ 休止2秒 ~ サイレン3秒 「大津波警報 大津波警報 東日本大震災クラスの津波がきます ただちに高台に避難してください」(3回繰り返す)

津波ハザードマップには、最大浸水想定深や避難する方向が記載されています。日ごろから自宅のハザード情報や避難経路などについて確認しておきましょう。

津波ハザードマップは西ノ島町ホームページでご確認いただけるほか、役場 総務課窓口でも配布しています。



▲ホームページ



▲津波ハザードマップ

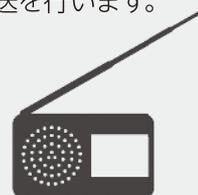
訓練放送の実施について

令和6年3月より、毎月第3木曜日に津波注意報、津波警報の訓練放送を行います。災害などの発生とお間違えの無いようお願いいたします。

<放送実施日時>

毎月第3木曜日 午前10時00分

※災害の発生状況などにより、延期または中止する場合があります。



◆ お問い合わせ先 ◆

西ノ島町役場 総務課 ☎ 08514 - 6 - 0101